

平成21年 5月26日

各 位

上場会社名	ソネット・エムスリー株式会社 (コード番号:2413 東証第1部) ( <a href="http://www.so-netm3.co.jp">http://www.so-netm3.co.jp</a> )
本社所在地	東京都港区芝大門二丁目5番5号 住友不動産芝大門ビル12階
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 永田 朋之
電話番号	03-5408-0800(代表)

### 商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更および定款の一部変更について、平成21年6月22日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 商号変更

当社独自のブランドの確立を図るため、商号を変更するものであります。また、第1条(商号)の変更の効力発生時期を平成22年1月1日といたしたく、その旨を附則に規定するものであります。

##### (2) 目的の変更

事業目的をより明確にする観点から第2条(目的)の変更を行うものであります。

##### (3) 株券電子化への対応

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式については、株式振替制度への一斉移行(いわゆる株券電子化)がなされました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第6条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

本定款変更は、平成21年6月22日開催予定の第9回定時株主総会に付議予定です。

効力発生予定日

商号変更：平成22年1月1日

その他の変更：平成21年6月22日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>ソネット・エムスリー株式会社</u>と称し、英文では <u>So-net M3, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>エムスリー株式会社</u>と称し、英文では <u>M3, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(2) (条文記載省略) (3) 医療およびヘルスケア関連人材の<u>紹介、派遣</u>、採用支援、評価、教育、研修 (4)～(14) (条文記載省略) (新設) (15)～(17) (条文記載省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(2) (現行どおり) (3) 医療およびヘルスケア関連人材の派遣、採用支援、評価、教育、研修 (4)～(14) (現行どおり) (15) <u>有料職業紹介事業</u> (16)～(18) (現行どおり)</p>
<p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(自己の株式の取得) 第7条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得) 第6条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に<u>取扱わせる</u>。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に<u>委託し、当社においては取扱わない</u>。</p>
<p>(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、その他の株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱い</u>ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第8条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他の株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第10条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 第1条(商号)の変更は、平成22年1月1日から実施する。なお、本条は、第1条(商号)の変更の効力発生後削除されるものとする。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本条は、同日の経過後削除されるものとする。</p>